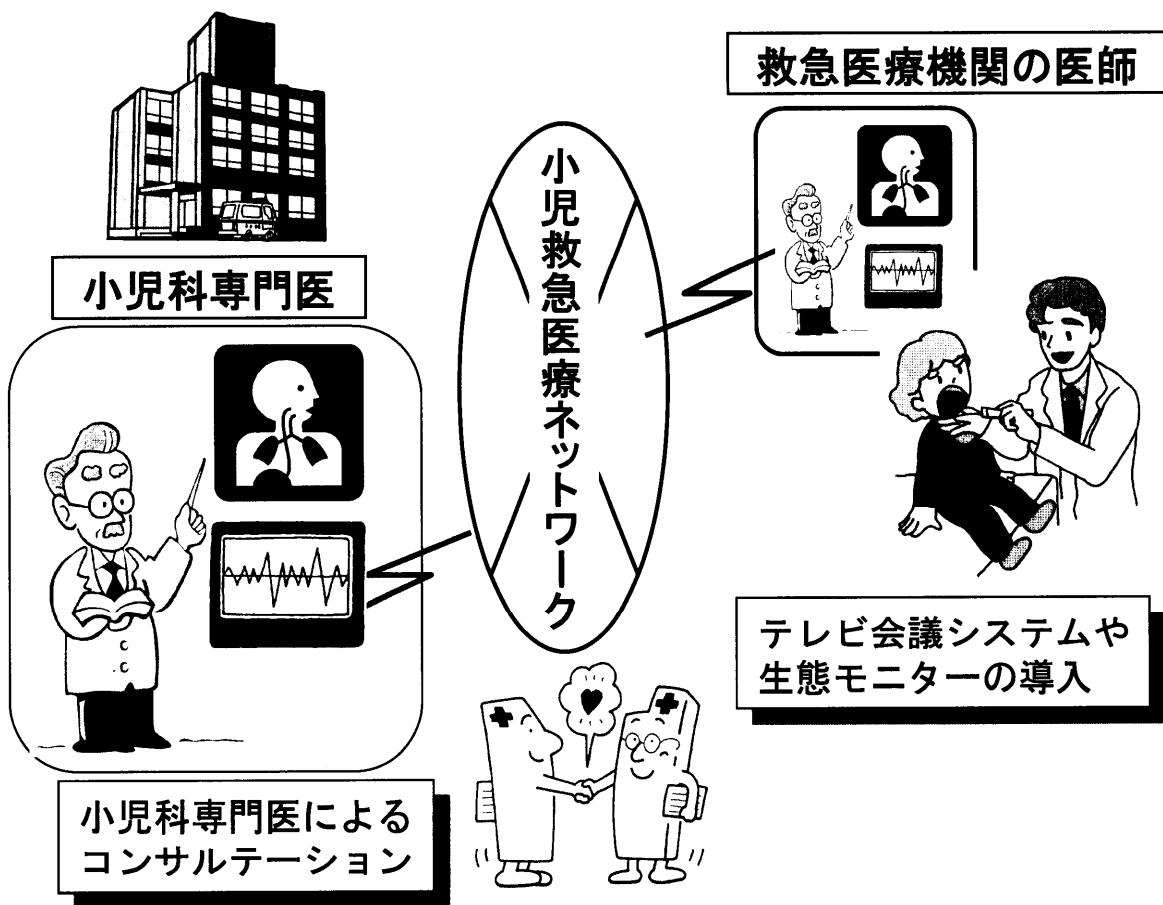


科学的根拠に基づく小児救急の外来診療マニュアル作成と ITを活用した小児救急医療ネットワークの構築

1. 小児救急の外来診療に関し、科学的根拠に基づく診療に資する研究事業を平成15年度に行い、その成果に基づき速やかに小児救急の外来診療マニュアルを作成する。



2. 救急医療機関の医師（非小児科医）と小児科専門医の常勤する施設とを、テレビ会議システムや生態モニターでつなぎ、小児科専門医によるコンサルテーションを受けながら診療にあたることができる地域医療連携システムの導入を促進する。



● 地域医療の充実のための遠隔医療補助事業（平成13年度創設）

(1) 地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の内容

情報通信機器を活用することで、病理画像、X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の助言による適切な対応を可能とします。

また、医学的管理が必要な慢性疾患であって地理的理由等により往診、通院が困難な患者、がん末期患者、人工呼吸器装着患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して遠隔地からの医療支援を行います。

以上の遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差解消、医療の質及び信頼性の確保を目的としています。

(2) 事業の実施主体

都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者

(3) 補助率

1／2（負担割合：国1／2、事業者1／2）

★ 設備整備費

① 対象経費：遠隔医療の実施に必要なコンピュータ機器等（ソフトウェアの導入を含む）の整備

② 基準額：次に掲げる額

（下限額）

区分	基準額	下限額
コンピュータ等購入費	遠隔画像診断支援側医療機関 (1) テレパソロジーを行う場合 1か所当たり 4,389千円 (2) テレラジオロジーを行う場合 1か所当たり 15,645千円	
	遠隔画像診断依頼側医療機関 (1) テレパソロジーを行う場合 1か所当たり 13,553千円 (2) テレラジオロジーを行う場合 1か所当たり 14,180千円	—
	在宅患者に対して遠隔医療を行う医療機関 1か所当たり 7,875千円	